

今回は、防御側の立場から著作権侵害の争いを考えてみましょう。権利侵害にならないことを主張する場合、いろいろな理由を挙げられる可能性があります、非侵害の主張、権利の否定、さらに抗弁事由の主張という3つの視点から整理してみると、分かりやすくなります。



今月号は、著作権侵害の攻防についての前編だよ！

なかがわ

な) 今月号から2回にわたって、著作権侵害の攻防を考えるよ。

ち) 著作権侵害を主張する側と、著作権侵害ではないと反論する側のやり取りということだよな。

な) 今回は、防御側から考えてみよう。いろいろな角度から「著作権侵害ではない」という主張ができそうでしょ？

ち) そうだね。アレとか、アレとか……。

な) 重要なのは、3つの視点で整理して考えることなんだ。 **チヨツキー**

いろいろな角度ねえ……。



1. 著作権侵害の発端

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

※1) 本誌2011年4月号「なるほど著作権セミナー」参照。

ち) でも、センセー。そもそも他人の著作物を利用しなければ著作権侵害にならないんだから、防御を考えるというより、著作権侵害にならないことを考えるほうがいいんじゃないの？

な) ハハハ。なるほど、そういう見方もあるね。でも、前に著作物性について勉強した時、「何が著作物なのか」を争った判決例が多いという話をしたよね^{※1}。

ち) そういえば、著作権の保護要件に関する判決数は、特許の保護要件に関する判決数に比べて相当多いって話があったね。

な) お、よく覚えていたね！ 著作権法は、そもそも権利が発生しているかどうかを争う場合が多いんだ。例えば、Aさんが著作物ではないと思って参考にしたBさんの作品の一部について、Bさんは著作物だと思っていることだってあるわけだね。

ち) そうか。いくら自分が著作権侵害をしていないと思っていても、突然、「侵害だ！」と言われてしまう可能性もあるんだね。

な) そう。防御側にしてみると、突然、権利を主張されて、その対処をあらためて考えなければならない場合もあるよね。ちょうど、こんな感じ。



ち) わっ、この状況は焦るかも～！

2. 非侵害の主張

な) さて、このような状況で、防御側は刀で斬られないために、どうすればいいかな？

チ) 一番素直な方法は、刀をかわすことだよな。

な) そうだね。こんなふうに、刀の剣筋から外れれば斬られないで済むよね。



つまり、自分の行為が相手の権利範囲の外にあるという主張をすることなんだ。

チ) そうか！ 相手が権利を持っていたとしても、自分の行為がその権利に抵触しないという主張が認められれば、権利侵害じゃないもんね。

な) では、著作権侵害のケースに当てはめると、どういうことになるかな？

チ) えっと、先月号で勉強した「相手条件」のことだね。防御側、つまり権利者からみた相手の行為が権利範囲の行為ではないってことかな。

な) そういうこと。具体的には、「防御側の作品が権利者側の作品に似ていない」と類似性を否定するか、「似ていても偶然似ただけである」と依拠性を否定するかだね。

チ) 相手方の権利を認めたくえで、しかし相手の権利範囲はすごく狭くて、防御側の行為には及ばないって主張もアリだよな。

な) お～！ チョッキー、スルドい！ 「交通標語事件^{※2}」という事件について考えてみよう。裁判所は交通標語「ボク安心、ママの膝よりチャイルドシート」の著作物性を認定したうえで、しかし、その著作権は極めて狭くて「ママの胸よりチャイルドシート」には及ばない、という結論だったんだ。

※2) 東京高判H13.10.30 平成13(ワ)3427

チ) 確か、それ、何か名前が付いていたよね？ えーと、ガリガリ理論じゃなくて……。

な) ハハハ、「痩せた権利理論^{※3}」だね。著作物ではないという主張もアリだけど、相手側の権利範囲がとても狭くて、自分の行為はその権利範囲に属さないという主張も有効な主張だということ。

※3) 英語では“thin right theory”という。

チ) 防御側としては、まねしていないというのは、主張しやすいよね。

な) 「まねしていない」というのは、厳密に言えば、参考にしたけど類似したものではないという意味と、そもそもその存在さえ知らなかったという意味の2つがあるけど、後者の意味は十分に気をつけて主張すべきだね。

チ) 実際に見たのに「見たこともありません」って主張しちゃダメってこと？

な) そう。依拠性の立証義務が権利者側にあるからといって、安易に事実と異なる主張をすることは望ましくないね。これについては、次回、権利者の立場から考えるよ。

先月号の内容を
思い出そう！



痩せた権利理論

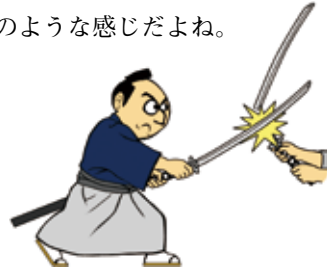


3. 権利の否定

な) さて、さっきの権利という刀で斬り掛かれた人の話に戻すけど、この状態で他にとれる行動はあると思う？

ち) 刀を折ってしまえばいいんでしょ？ 刀、つまり権利がなければ、そもそも権利侵害は起こりようがないもんね。

な) そのとおり！ 次の図のような感じだよ。



ち) つまり、「その対象に著作権は発生していません」という主張だよ。具体的にはどのような主張になるの？

ケンカはしたくないヨ……。



な) アイデアにすぎないとか、ありふれた表現で創作物ではないなどの主張だね。

ち) でもさ、権利を主張する側の対象物の著作物性を全否定するのは、結構難しいよね。「アンタの作品はオリジナリティーがない」なんて言ったらケンカになりそうだし。

な) もちろん、そもそもその対象自体が著作物でない場合もあるけど、先月号で勉強したことを思い出してみて。著作物性を判断するのは、多くの場合、個々のそれぞれの対象ではなくて、比較の結果、抽出した類似部分だったよね。

ち) あっ、そうか。相手の対象が著作物ではないと否定しなくていいんだね。

な) そういうこと！ 「あなたの作品は立派な著作物だと思いますが、私の作品との類似点である『……』という点は、アイデアにすぎず、著作権の対象ではありません」という主張でいいわけだよ。

ち) アハハッ、なるほど～。そんな主張ならカドは立たないかもね(笑)。

4. 抗弁事由の主張

な) さて、権利の刀で斬り掛かれた人間が選択できる行動として、実はまだ他にもあるんだ。チョッキー、分かるかな？

ち) え～！？ まだ、あるの？ うーん……思いつかないや。

な) チョッキーは「引用」(著作権法32条1項)とか「私的利用のための複製」(著作権法30条)って聞いたことない？

ち) あ、いわゆる権利制限規定^{※4}だよ。

な) そう。つまり、これらの権利制限規定に該当すれば、たとえ権利が有効に存在しているとしても、侵害行為に該当しても、権利侵害にはならないということ^{※5}。図で描くと、こんな感じ。

※4) 著作権法30条から50条に規定される規定群。「引用」と「私的利用のための複製」規定が代表的な規定である。権利者側からみて、権利行使できないので、「権利制限規定」と呼ばれる。

※5) 著作権法では、権利制限規定が該当するが、特許権であれば特許法69条(特許権の効力が及ばない範囲)や、さらに積極的に特許権に対抗できる権利が与えられる先使用権規定(79条)がこれに該当する。



チ) そうか！ 権利を否定するでもなく、自分の行為の非侵害を説明するでもなく、法定事由を理由に堂々と権利侵害を否定できる第3の道もあるってことだね。

な) これまでみてきたように、著作権侵害の争いが起こって防御側になったら、以下の3つの可能性から整理して考えてみよう。

- ① 非侵害の主張（類似性、依拠性の否定）
- ② 権利の否定（著作物性の否定）
- ③ 抗弁事由の主張（権利制限規定に該当する旨の主張）

チ) 確かに、散発的に思いつく反論はあるけど、こうやってつぶしていけば、使える反論を落としてしまうことはないね！

な) ついでにもう一つ、条件がそろえば主張できる特殊な手段があるんだよ。

チ) え？ 特殊な手段？ 何ソレ？

な) それは……、コレ！ 真剣白刃取り！^{※6} (笑)



チ) うわっ、大胆な技！ 相手の権利を自分のものにしちゃうってこと？

な) 具体的には職務著作に該当するという主張だね。著作権法15条の職務著作と認められれば、権利そのものの帰属が違って来るからね。でも、この主張は失敗しているケースが多いので、とても難しい技なんだよ^{※7}。

次回は、**依拠性の立証**について考えます。



今月のクイズです。「まねしたこと（依拠性）」の証拠と「似ていること（類似性）」の証拠は必ずしも同じではない？



ボクは同じではないと思うな～。

※解答は p.66

3つの視点で考えることがポイントです。



6) 特許法や意匠法では、2012年に冒認や共同出願違反の権利移転請求制度（特許法74条、意匠法26条の3）が新設されたため、この手段は使いやすくなっている。

※7) 防御側の職務著作に関する主張が認められた事件として「RGBアドベンチャー事件」[最判H15.4.11 平成13(受)216]、認められなかった事件として「オートバイレース写真事件」[知財高判H21.12.24 平成21(ネ)10051]。



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp